

○可児市市民参画と協働のまちづくり条例施行規則

平成16年4月1日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、可児市市民参画と協働のまちづくり条例(平成16年可児市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によるものとします。

(市民公益活動団体への業務委託)

第3条 条例第10条に規定する業務委託については、特定非営利活動法人へ行うものとし、それ以外の市民公益活動団体への委託については、市内に拠点を置く特定非営利活動法人が少なく、市が市民公益活動を活発にし、その自立を促進しなければならない当分の間においてのみ行うものとします。

(区域に関わりをもつ者)

第4条 条例第15条第1項に規定するその区域に関わりをもつ者とは、まちづくり協議会の区域に通勤又は通学する者、当該区域内の土地又は建物の利害関係者等、当該区域に関わりをもち、まちづくりの担い手となる者をいいます。

(まちづくり協議会の認定申請)

第5条 条例第15条第2項に規定する認定の申請は、まちづくり協議会認定申請書(別記様式第1号)により行うものとします。

(まちづくり協議会の認定要件)

第6条 条例第15条第3項の規定により、まちづくり協議会を認定するときは、当該まちづくり協議会が次の各号のすべてに該当することを要件とします。

- (1) まちづくり協議会の区域、活動目的、規約又はその案、構成員、運営方針、活動計画等(以下「まちづくり協議会認定申請内容」という。)が、条例第15条第1項及び第16条に定めるところに適合すること。
- (2) 構成員の人数は、前条に規定する認定の申請時において10人以上であること。
- (3) 前条に規定する認定の申請に先立ち、まちづくり協議会の活動計画に関係する地域コミュニティ団体に対してまちづくり協議会認定申請内容について説明し、理解が得られるよう努め、活動計画の実現に支障がないと認められること。

(活動支援申請)

第7条 条例第17条第1項の規定による情報の提供及び技術的支援の申請は、まちづくり協議会活動支援申請書(別記様式第2号)により行うものとします。

(活動費の助成)

第8条 条例第17条第1項に規定する活動費の助成は、次の各号に掲げる費用を除いたまちづくり協議会の事務に要する経費とします。

- (1) まちづくり協議会員への報酬、賃金等
- (2) まちづくり協議会員の食糧費
- (3) 市長が除くべきものと認めた費用及び特定財源

2 前項の規定にかかわらず、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

(交付手続)

第9条 前条の助成金の交付手続については、可児市補助金等交付規則(昭和60年可児市規則第24号)によるものとします。

(廃止の届出)

第10条 条例第18条に規定するまちづくり協議会の廃止の届出は、まちづくり協議会廃止届(別記様式第3号)により行うものとします。

(まちづくり計画の内容)

第11条 条例第20条第1項に規定するまちづくり計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとします。

- (1) まちづくり計画の名称、計画区域及び計画期間
- (2) 計画の目標
- (3) 計画期間に実施しようとする事業並びにその実施方法及び役割分担
- (4) まちづくり計画を実施するうえで必要となる組織とその運営方針

(まちづくり計画の提案)

第12条 条例第20条第2項の規定による計画の提案は、まちづくり計画提案書(別記様式第4号)により行うものとします。

(まちづくり計画案の地域協議)

第13条 条例第20条第2項に規定する地域協議での合意は、次の各号のすべてに該当するものとします。

- (1) 地域コミュニティ団体等が計画案策定に参加することができ、かつ、計画案について意見を述べることができる機会を設けることにより、計画案の内容について見

直しの検討を行ったと認められること。

- (2) 地域コミュニティ団体等に計画案の内容について周知し意見を求めるため、広報紙の複数回配布、説明会の複数回開催、計画案の縦覧等を行うことにより、計画案について理解を得る努力を十分行ったと認められること。
- (3) 計画案の内容について、地域コミュニティ団体等から役割分担についての合意が得られていること。

(まちづくり計画案の地権者同意)

第14条 条例第20条第3項に規定する区域内の土地について所有権又は借地権を有する者（以下「地権者」という。）の多数の同意とは、まちづくり協議会が地権者に対して計画案を示した書面で問い合わせ、これに書面で回答する方法により、同意の意思を表す者がおおむね3分の2以上あり、かつ同意する者の地積の合計が、対象となる地積の3分の2以上であることをいいます。

2 前項の規定による問い合わせに対して回答しない者は、意思表示を棄権したものとして、同意を求める地権者の母数から減ずるものとします。

(まちづくり計画の一部提案)

第15条 条例第20条第2項に規定する地域協議での合意を得た場合において、同条第3項の同意が得られないときは、まちづくり協議会は、土地利用方針等の私権に関する部分を除いて、まちづくり計画の案を市長に提案することができます。

(まちづくり計画の認定要件)

第16条 条例第20条第4項の規定により、まちづくり計画を認定する要件は、当該まちづくり計画が次の各号のいずれにも該当することとします。

- (1) 法令に反しないで、関係する行政計画等に沿った内容であること。
- (2) 計画のテーマが身近なことで、区域住民等が主体的に取り組めるものであり、いたずらに公共事業を要求するものでないこと。
- (3) 他の地区と大きくバランスを欠くものでないこと。

(まちづくり計画の事業実施計画提案)

第17条 条例第21条第2号の規定による年度ごとの事業実施計画の提案は、当該年度の前年度末までに、まちづくり計画の事業実施計画提案書（別記様式第5号）により行うものとします。

(まちづくり事業の評価)

第18条 条例第25条第1項の規定によるまちづくり事業の自己評価は、まちづくり事業自己評価書（別記様式第6号）及びまちづくり事業行政自己評価書（別記様式第7号）により行うものとします。

(大規模な開発事業)

第19条 条例第31条第3項に規定する大規模な開発事業とは、条例第28条第1号に規定する事業をいいます。

2 市長は、前項に規定する開発事業を行う事業者が、条例第31条第1項の規定による説明を行うため、地域コミュニティ団体等へ連絡調整等を行うことができるよう支援します。

(開発協議要綱)

第20条 条例第26条から第35条までに必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年可児市規則第44号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。